

令和2年度第3回鴨川市地域福祉推進会議

日時 令和2年12月16日（水）午後2時から午後4時15分

場所 鴨川市ふれあいセンター 2階 コミュニティホール

【出席者】

（委員）

榎本 豊 石井 一巳 井田 眞一 鈴木 助市 鎌田 麻子 高橋 和夫 遠坂 貴志

【欠席者】

なし

【事務局】

健康福祉部 牛村隆一 部長

健康推進課 角田守 課長 平川健司 保健予防係長、山口恵子 保健師長

子ども支援課 田中忍 課長補佐

福祉課 鈴木幸雄 課長 渡邊賢次 課長補佐 星野誠 地域ささえあい係長 日高千絵 主任社会福祉士

福祉総合相談センター 濱崎圭一 主任社会福祉士

社会福祉協議会事務局 羽田幸弘 次長、高橋徹 主任

ジャパンインターナショナル総合研究所 佐藤

【傍聴人】 2名

<次 第>

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 件

（1）団体アンケート 調査報告について

（2）第3期健康福祉推進計画（素案）について

①総論及び健康増進計画について

②地域福祉計画について

4 その他

（1）策定までのスケジュールについて

（2）次回会議について

日程；令和3年1月20日（水）

①第4回地域福祉推進会議（単独会議） 午後1時30分～

於；鴨川市ふれあいセンター 2階研修室

②鴨川市健康づくり推進協議会との合同会議 午後3時00分～

於；鴨川市ふれあいセンター 2階コミュニティホール

5 閉 会

1. 開 会

事務局（星野係長）：皆様、こんにちは。本日、進行を務めます星野です。

本日の流れは、1. 開会、2. 委員長あいさつ、3. 議件の審議となっています。

続いて、資料確認をします。事前に事務局より配付した資料として、資料1「鴨川市健康福祉推進計画策定のための団体調査 調査報告書」、資料2「第3期健康福祉推進計画素案」。本日、事務局より配付した資料として、会議次第、委員名簿、席次表、鴨川市附属機関設置条例、第4回地域福祉推進会議への出席依頼及び報酬明細、素案への意見シート。追加資料として、資料2-2「鴨川市第4次5か年計画との整合について」、「計画策定スケジュール」です。落丁がありましたら、お申し出ください。

本会議は、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき、原則公開となります。傍聴希望がある方には、所定の手続きを経た上で傍聴していただきます。また、議事録作成のために、会議を録音させていただき、発言者ごとに要点をまとめた会議録を作成して公開することとさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

事務局：それでは、そのようにさせていただきます。

本日、7名の委員が出席されており、設置条例第5条第2項の規定により本会議は成立します。よって、第3回鴨川市地域福祉推進会議を開会します。

2. あいさつ

事務局：榎本委員長からご挨拶を申し上げます。

榎本委員長：皆様、こんにちは。第3回鴨川市地域福祉推進会議に、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今、新型コロナの感染が拡大して、コミュニティづくりが非常に難しい状況にあります。収束には2～3年かかるのではないかと思いますし、その結果、その後いろいろな福祉課題が迫りかけてくるというような、かなり厳しい状況が予想されます。

制度が確立しているものは対応できますが、新たな課題等も浮上してきていますので、それぞれの課題に対応できるような計画を皆様方のご提言を踏まえて作成したいと思えます。忌憚のないご意見をよろしくお願いします。

3. 議 件

事務局：議件に入ります。設置条例第5条第1項の規定により、委員長が議長になることとなっておりますので、議長職を榎本委員長にお願いして進めたいと思えます。榎本委員長、よろしくお願いします。

榎本委員長：会議時間は1時間半程度とさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願いします。

本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めます。先ほどご承認いただきましたとお

り、会議は公開とし、正確な会議録を作成するため録音させていただきます。

次に、本日の会議録の確認をしていただく委員を決めさせていただきたいと思いますが、私が指名する方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

榎本委員長：会議録の確認は、委員名簿の順番でお願いしたいと思いますので、鎌田麻子委員を指定させていただきます。

（１）団体アンケート調査報告について

榎本委員長：議事に入ります。議件１「団体アンケート調査報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（渡邊課長補佐）：団体アンケートについては、１０月の第２回の会議で中間報告をしましたが、今般、報告書としてまとめましたので、あらためてご報告いたします。

資料１の１ページ目、「１．調査の概要」。本計画の策定にあたり、健康福祉活動などの実態及び地域の状況を把握し、今後の地域福祉施策及び健康増進施策を検討するための基礎資料とするために、団体アンケートを実施しました。

（２）「調査設計」。中ほどの表に、アンケートとインタビューの２つの形態で示しています。左側の「アンケート調査」は、鴨川市内の健康福祉活動団体として活動している１３４団体に、９月１８日～１０月１日まで、郵送や手渡しによって配布・回収し、調査をしました。有効回収数は１１６件、回収率は８５．６％です。

「インタビュー」では、アンケート調査に回答いただいた地区社会福祉協議会、子ども関係、障害関係、高齢関係、多分野、健康づくり関係の６分野の団体の中から１６団体をお願いして、インタビュー調査を行いました。

２ページ目からが、その調査結果になります。２ページ～７ページに、団体の状況を９項目の設問で表しています。

２ページ目、「①会員数」は、「１０～１９人」規模の所が最も多くなっています。

３ページ目、「③組織形態」については、「ボランティア・福祉関連団体」が５６．９％と最も多く、次いで「健康づくり関連団体」８．６％となっています。

５ページ目、会員の年齢構成で「⑥会員のうち最も多い年代」は、「７０歳代」が４４．０％と最も多く、次いで「６０歳代」が２５．９％、「８０歳以上」が１３．８％となっています。

８～９ページ目は、質問に対する回答です。問１、団体としての活動情報の発信については、「メンバーなどによる口コミ」が５５．２％と最も多く、次いで「社会福祉協議会の広報紙」が２７．６％、「チラシやパンフレットの配付」が２２．４％となっています。

８ページの回答に対して、右の９ページに同じようなグラフが並んでいますが、上が「会員数別」、下が「活動年数別」という２つの状況を掛け合わせた「クロス集計」を表しています。この先も「クロス集計」による分析を図で表していますので、ご確認ください。

１４～１５ページ目、問４、活動を行う上で、団体として課題だと感じていること、困っていることについては、「新たな会員等の確保が難しい」が５９．５％と最も多く、次いで「リーダーや役員のなり手がいない」が５０．０％、「会員の減少や高齢化により活動ができな

くなっている」が 32.8 %となっています。

この上位 3 つの回答に対して、15 ページに「会員数別」、「活動年数別」で「クロス集計」をかけて表しています。

16 ページ目、インタビューに協力いただいた 16 団体に話を伺った内容を表したものです。この後も「インタビュー結果」として、それぞれの設問に対して、このような形で表しています。

「新たな会員等の確保や高齢化」では、現役世代の活動は見込めないとしても、定年延長で高齢者も働いているケースも多く、「仕事を退職後に地区の活動を」と話しても、その気になれない人も多いという状況があるということ。

「リーダーや役員のなり手がいない」では、事業計画を立てるが実際の事業に関わる運営委員は数名にとどまっている、人が少なく役を兼務している人も多いが、その人に何かあったとき後任に困ってしまう状況にあるということ。

「情報発信・情報共有」については、事業を実施しても一般の方々に取り組みを知っていただく機会がない、一番求められる情報の共有先は行政だが不十分な現状があるというご意見を頂きました。

19 ページ目、一般の皆様には先立って市民アンケートを行った際、新型コロナウイルスの設問は設けることができませんでしたが、団体アンケートを捉えて、問 6 で新型コロナウイルスの影響について尋ねています。「イベントや行事が中止になった」が 61.2 %と最も多く、次いで「活動を休止している」が 50.0 %、「メンバー同士の話し合いの機会が持てない」が 30.2 %となっています。

「インタビュー結果」で、20 ページ「活動休止・会員が集まる機会の減少」については、年度当初の総会から定期開催の会議まで、ことごとく中止となった、ウイルスという目に見えない敵への配慮のため、いまだに中止などの判断が難しいということで、団体代表者の方の団体運営の難しい状況について、話を伺いました。

「行事の中止」については、コロナ禍により高齢者お楽しみ会が中止となり、70 歳以上独居高齢者全員を対象に訪問事業を 10 月に実施。訪問した高齢者は「こんなに配慮してくれると思わなかった」「子どもたちの絵は元気づけられる」と涙を流して喜んでいただけたと、工夫をして事業を実施して喜ばれた事例を聞かせていただきました。

「コロナをきっかけに活動の見直し」については、コロナ禍の中でどのように乗り越えていくか話し合いをしていかないといけない。コロナの影響で最初から活動や事業を中止にするのではなく知恵を出し合い今後につなげていくプロセスが大切である。真に必要なかどうかを再検討して、団体運営している。活動を見直す良い機会とも捉えているというご意見も頂きました。

22 ページ目、台風災害の後の活動の影響について尋ねました。「イベントや行事を中止した」が 35.3 %と最も多く、次いで「災害により活動ができなかった」が 33.6 %となっています。

「インタビュー結果」からは、「災害ボランティアセンターでの支援は団結出来て良かった。被災エリアではなかったため、大変な状況ではあったが、良く活動できた」という良い活動が展開できた事例や、「市側から明確な指示がないと動作につなげない。ハッキリした指示があればよかったか」という市へのご意見も頂きました。

24 ページ目に、各団体の皆様に、「問 10 市に対してどのような支援を希望しているか」、25 ページ目は、今計画は社会福祉協議会と協働で計画策定を進めていることから、「問 11 社会福祉協議会にどのような支援を希望するか」について話を聞きました。その上位 3 つは、「活動上必要な情報の提供」が最も多く、次いで「財政的な支援」、「会員募集の支援」という状況です。

26 ページ～27 ページ、「インタビュー結果」では、「市や社協にお願いしたいこと」として、地域福祉の推進のためにボランティアを増やすのであれば有償ボランティアを充実させなければ担い手の増加にはならない。台風やコロナの影響で通常通りに活動できないことが続いているので、ボランティアが安心して活動できるよう市や社協が相談にのれる体制、非常時の対応について各団体に連絡できる体制等を整えてほしい、という具体的なお意見やアドバイスを頂きました。市・社協とも、頂いたご意見をしっかりと受け止めて、今後の支援体制を見直して活動の展開につなげていきたいと考えています。

28 ページ目～29 ページ目、「3. 健康づくりについて」は、説明を略します。

30 ページ目、「4. 団体から見た地域の状況について」、「問 13 団体の活動を通じて感じる地域の問題点や課題」として、「大規模な風水害や地震時の避難と安否確認等、防災対策に不安がある」が 70.7 %と最も多く、次いで「若い人や子どもが少なく世代間の交流が少ない」が 67.2 %、「車に乗ることができなくなった時の移動手段に不安がある」が 58.6 %となっています。

団体の皆さんが活動を通じて「問題点・課題」と捉えているこれら 3 つのポイントは、市が現在、策定を進めている総合計画上の視点としても大きな課題として捉えており、鈴木委員が参加されている「かもがわ市民会議」は、5 回の会議を開催して、「みんなで考える防災対策」、「子育て子育て環境づくり」、「生活を支える交通」というテーマを挙げて議論を深めて、総合計画の策定に大きな意見として位置づけられているところです。

38 ページ目～39 ページ目、「5. 自由記述」として、自由にアイデアやご意見を頂いたものをまとめました。

アンケートは、85.6%という高い回答率で、インタビューにご協力いただいた 16 団体の皆様にも、平均 1 時間、中には 3 時間を越えて、健康福祉分野にとどまらず、有益なお意見、アドバイスをたくさん頂戴しました。これらのご意見を財産として捉えて、本計画の策定や健康福祉事業に反映させたいと考えています。

榎本委員長：ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見等があればお願いします。

アンケートの見方ですが、必ずしも多いから一番重要ということではなくて、今後必要となるようなことなど、お気付きの点があればお願いします。

鈴木委員：先ほど市民会議の話が出ました。市民会議は 4 つの分科会に分かれて協議をして、私は災害の対策会議に参加しました。

市民会議で出た災害に対する懸案事項や要望事項と、アンケートや調査による市民の災害に対する思いと、市民会議の上にある協議会が最終的に方向性を煮詰めると聞きましたので、3 つの団体の意見を集約して 1 つの市の方向として出していただけたら、素晴らしい計画案が出来上がるのではないかと思います。1 カ所ずつでやったものが、その部署の

方向性というだけで終わらないようにしてほしいというお願いです。

榎本委員長：その点について、市から何かありますか。

事務局（鈴木課長）：住民協議会から出された意見は、昨年の災害等を踏まえた住民の皆様からの生の意見だと感じています。災害対策について、福祉課では要配慮者等への避難の問題、社協と連携して、災害ボランティア等の問題等に対応するとともに、全課において地域福祉に関連する部分と捉えて、総合的な対応を心掛けて進めたいと思います。

石井委員：22 ページの「インタビュー結果」に、「防災ボランティアセンターでの支援は団結出来て良かった」と出ていますが、今回、鴨川が地元に災害に遭ったので、地区社協の招集をしなかったのが大きな反省点でした。

災害ボランティアセンターのスタッフが現地に行って、状況を確認し、ボランティアや用具がどのくらい必要かを調査するのですが、スタッフに地元の人がいなかったので県外の人が行っていました。災害ボランティアセンターのスタッフとして、13 地区の地区社協から、その地域に精通している人が待機していれば、すぐに被災者の家を案内して調査ができたと思います。

榎本委員長：ありがとうございます。災害ボランティアセンターについては、初めてのことだと思いますが、ご意見はありませんか。長期にわたる場合、スタッフの問題等、しっかり組織を作る体制を整えていただければ、ありがたいと思います。

（２）第３期健康福祉推進計画（素案）について

①総論及び健康増進計画について

榎本委員長：議件（２）の「第３期健康福祉推進計画（素案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（渡邊課長補佐）：資料２「第３期鴨川市健康福祉推進計画（素案）」をご用意ください。目次をご覧くださいますと、「第１部 総論」、「第２部 健康増進計画」、「第３部 地域福祉計画」の３部立ての構成となっており、200 ページ弱とボリュームが多いことから、次第①と②と示しましたとおり、「第１部 総論」および「第２部 健康増進計画」と、第３部「地域福祉計画」に分けて説明します。

まず、「第１部 総論」については、全体にかかることですので、健康福祉部福祉課鈴木課長よりご説明申し上げます。

事務局（鈴木課長）：本計画の総論部分の説明をします。この部分は、以前の会議でご審議いただきましたので、簡単に概要を紹介します。

４ページ、「第２節 計画の位置付け」です。ページ下の計画の位置付けのイメージ図をご覧ください。今回の第３期鴨川市健康福祉推進計画は、健康増進計画と鴨川市地域福祉計画を一体として作成する計画です。また、健康増進計画の中には、鴨川市食育推進計画

と鴨川市自殺予防対策計画が、地域福祉計画の中には、鴨川市成年後見制度利用促進基本計画が包含されています。また、今回の地域福祉計画の作成にあたっては、鴨川市社会福祉協議会の地域福祉活動計画が、併せて作成されています。

この計画は、本市の第2次鴨川市総合計画を上位計画とし、本市の保健福祉に関するさまざまな個別計画とも連携している計画となっています。このあとに出てくる評価指標は、令和7年度の目標値ということで、総合計画の目標値と連携するものとなっています。

5 ページの「計画の期間」は、令和3年度～令和7年度までの5年間を予定しています。地域福祉計画については、令和3年度～5年度までを前期、5年度～7年度までを後期の計画と位置付けます。

6 ページ～9 ページは、国・県における地域福祉の動向となります。

10 ページ～32 ページは、渡邊課長補佐から説明があった、今回の計画作成のために実施した団体アンケートや18歳以上への市民アンケートの集計結果となります。後ほどご覧ください。

33 ページ～34 ページは、団体アンケート、市民アンケートの集計結果を踏まえて、本市における保健福祉の課題を整理しました。現在の保健福祉の主な課題は5点で、1点目は、高齢者が元気でいられる健康寿命の延伸の重要生、2点目は、地域の中での孤立化の進行、3点目は、多問題を抱える世帯の増加、4点目、現在のコロナの発生等、新たな生活様式を踏まえた活動への対応が求められること。5点目は、地域共生社会を目指したそれぞれの地域で活躍できる体制づくりです。

35 ページは、これらを踏まえた本市の「健康福祉推進計画の基本的な考え方」です。第3期鴨川市健康福祉推進計画の目標像は、「(仮) みんなで取り組もう 一人ひとりが輝く「元気」のまち鴨川」としました。

「2. 基本となる取り組み」の方向性について、健康面では、「健康寿命の延伸を目指した健康づくり・介護予防意識の醸成」、福祉面では、「地域で活躍しながら安心して生活できるための支援」としました。

36 ページ、「第2節 計画の方向性」として、各論Ⅰ健康増進計画については、「誰もが健康で、安心・元気になれるまちづくり（健康寿命の延伸を目指して）」、各論Ⅱ地域福祉計画については、「誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり」とします。そして、計画を進める上での視点として、①計画の目標を市民・各種団体・事業者と共有する。②地域が「動きやすい仕組み」をつくる。③支援までの「つなぐ仕組み」をつくる。これらに特に留意しながら取り組みます。

37 ページ、「2. 計画の全体像」は、交流・元気・環境・協働・安心の5つをキーワードとします。将来の都市像として、「活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い守り育む 安らぎのふるさと～」を全体像とします。

「主体」としての市民、健康福祉団体等が、地域の健康福祉資源を「活用」して、「一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち」をつくっていく流れをイメージ図に示しています。

38 ページ、「第3章 自立・共生・公共による健康福祉の推進」ですが、市民が主体となって、地域の健康福祉を推進していくには、「協働・連帯」の考え方を踏まえ、「自助」「共助」「公助」の考え方を継承しながら、「自立」「共生」「公共」による取り組みを行います。

健康福祉推進計画の中で、「協働・連帯」については、市民の主体的な活動に、共に協力して行動することを「協働」とし、市民生活の基盤である家庭や地域コミュニティを重視したつながりを「連帯」とします。

40 ページ、「3. 6 層の健康福祉圏の設定とそれぞれの取り組み」についてです。「隣近所」から「基本健康福祉圏」までは、前回までの計画と同様ですが、今回、「広域健康福祉圏」として、富津市・君津市・勝浦市・大多喜町とも圏域を越えて協力関係を作る取り組みをします。これは、災害等において、今後、広域的な取り組みが求められるということを踏まえて位置づけたものです。

41～42 ページは、「第4節 重点的な取り組み」です。本計画では、「①健康福祉の課題に気付く仕組みづくり」、「②健康福祉の地域づくり」、「③健康福祉のネットワークづくり」の3点に重点的に取り組みます。「健康福祉の課題に気付く仕組みづくり」は、身近な地域全体で課題を認識していくことが重要で、地域のさまざまなネットワークの中で、住民自らが課題を発見できるように支援を行います。「健康福祉の地域づくり」は、課題の解決のために、地域の中で人や資源をコーディネートできるように、重層的支援の構築を図ります。「健康福祉のネットワークづくり」は、さまざまな相談が受けられるように、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

最後、「計画の推進体制」について、市民、ボランティアやNPO法人等の団体、事業者、社会福祉協議会、市等のさまざまな関係機関とのネットワーク強化により、着実な推進を目指します。

44 ページ～46 ページは、後ほどご覧ください。以上で総論部分の説明を終わります。

事務局（平川係長）：資料2、47 ページからの鴨川市健康増進計画の策定状況について説明します。

鴨川市健康増進計画は、食育計画と自殺予防対策計画を内包し、妊娠・乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた一人ひとりの、更には地域社会でのつながりや、ささえあいによる健康づくりを推進し、誰もが健康で安心・元気になれる、健康長寿のまちの実現を目指して策定するものです。

健康づくりと地域福祉は密接に関係しており、先ほど、アンケートの結果報告でもありましたが、地域で健康づくりにご協力いただいているボランティアの団体が、一方では地域福祉の担い手となっていて、健康と福祉の両輪において活動されています。その中で、共通の課題や問題なども数多くありますので、地域福祉計画と健康増進計画が互いに解決に向けて取り組むことができればと考えています。

健康増進計画部分については、明日 17 日に健康づくり推進協議会を開催し、ご審議いただく予定です。本日お集まりの地域福祉推進会議委員の皆様も、健康増進に関連するところが非常に多くありますので、ご質問やご意見等を頂戴できればと思います。

事務局（渡邊課長補佐）：「①総論及び健康増進計画について」、「②地域福祉計画について」の説明は以上です。

榎本委員長：事務局からのご説明に対して、皆様からご意見はありませんか。

鎌田委員：自殺対策に関してですが、大きな自治体ではなく個人が特定されるかもしれないので、実数のがのぞけないのは十分承知するところですが、このデータから見て、ある程度の人数の方がいるだろうと。そして、鴨川市としては深刻な問題でもあるとお察しします。

その中で、自殺防止は大事ですが、残された自死遺族のケアも、とても大変なことだと思います。自死遺族へのケアは、文言としてはうたわれていますが、何らかの機関があるのか、また、問題の特性上、地元で遺族がケアを受けるのは難しいのではないかと思いますので、どんな機関につなげるのか、市のほうでワンストップでいけるのかといった具体的な方策がありましたら、教えていただければと思います。

事務局（山口保健師長）：自殺の数については、93 ページに 10 万人当たりで平成元年 21.3 人とありますが、実数は 7 名です。

今年度、コロナ禍において、9 月の時点で既に 8 名で、昨年と比べて増加傾向にありますので、これからますます自殺対策に取り組んでいかなければならないと感じています。ただ、過去 5 年で見ると、大体 1 桁ですが、決してそれが少ないとは思っていません。今後とも力を入れていきたいと思っています。

自死遺族に関して、鴨川市は現状、個別対応となります。どこにつなげるかというところでは、鴨川市は、自死遺族の会の制度も出来上がっていませんので、「千葉いのちの電話」という所に相談しながらという形になっているのが現状です。

鎌田委員：丁寧なご説明、ありがとうございます。大人という前提で人数を聞きましたが、全国的にも多いように、就学中の若い年齢の方もいるのかもしれないと思いました。ここではお返事は求めませんが、そういう意味でも、教育機関だけではなく、精神保健福祉に関わる地域の資源を巻き込んで、策を講じていただければいいと思いました。

事務局（山口保健師長）：ありがとうございます。

榎本委員長：他に、どなたかありませんか。

38 ページに、「協働・連帯」の考え方を踏まえ「自助」「共助」「公助」と書いてありますが、災害等の緊急の場合に、最近では「互助」が非常に大事だと言われているので、普段のコミュニティづくり、お隣さんなどの一番身近なお付き合いについても、入れておいたほうがいいと思います。

他にないようでしたら、1 時間程度経過しましたので、休憩を入れたほうがいいですか。

委員より：続けてください。

榎本委員長：では、続けて進めます。

②地域福祉計画について

榎本委員長：議件 2「第 3 期健康福祉推進計画（素案）について」の「②第 3 部地域福祉計画について」を議題とします。説明を求めます。

事務局（渡邊課長補佐）：素案の119ページからが第3部、地域福祉計画になります。

先ほど、委員長が、「自立」「共生」「公共」に触れられましたが、120ページ目、「第1章 計画の基本的な考え方」が基本的な考えの大きな部分になりますので、確認の意味で読み上げます。

地域福祉を進める上で、個々人が自らささえあいの意識をもちながら行動し、地域におけるささえあい・助け合いの仕組みを作り、個人や地域の活動を支援するための取り組みが重要です。そのため、市では地域福祉を「自立」「共生」「公共」という考え方を基本に進めてまいります。

「自立」については、「一人ひとりが取り組むこと」として、一人ひとりが地域に愛着を持ちながら、自分や家族でできることから地域づくりに主体的に参加していくことが大切です。また、「福祉サービスの受け手」という立場から脱し、主体的に自己決定をして生活していくという意識を持つことで、誰もが自分らしい生活を送ることができる地域づくりにつながります。

2つ目は「共生」で、「地域でみんなで取り組むこと」。一人ひとりの努力だけでは解決できないことは、身近な地域の仲間や組織などが協力してささえあい助け合うことが大切です。また、性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず地域に住むすべての人がお互いを理解し、認めあうことにより、誰もがささえあうことができる地域社会を実現していきます。

そして「公共」。「市や新たな公共の担い手に取り組むこと」と位置付けているものが、地域のささえあいや助け合いの活動をより活発にしていくためには、活動しやすい環境や仕組みづくりを行うことが大切です。また、地域の助け合いで解決できないことは、行政の公的サービスや、市民・事業者・NPOなどの行政以外の新たな公共が担い、誰もが暮らしやすいと感じる地域づくりを目指してまいりますということで、第1節に基本的な考え方をお示ししています。

次のページが「第2節 地域福祉の基本理念」です。中ほどに、10月の会議でお示した「（仮）誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり」を掲げて、計画の策定を進めていきます。

122ページ目、「第3節 基本となる取り組みの方向・施策の体系」ということで、体系図を示しています。左側に「基本理念」の「（仮）誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり」がベースとなって、5つの「取り組みの方向」があり、「取り組みの方向」に対して細かく「施策の方向」を定める体系ということで計画策定をしています。

123ページ目は、「第4節 重点項目」で、122ページの体系図で示した5つの「取り組みの方向」に対して、「1. ふれあい、ささえあいのある地域づくり」という「施策の方向」を4つの柱として表し、節もさらに細かく細節ということでお話をさせていただきますが、「重点項目」として「3. 担い手を育む」を挙げています。

2点目の「地域づくりを支える包括的な仕組みづくり」については、「2. なんでも相談できる」という体制。

3点目の「安心して生活できる環境づくり」については、「5. 必要な人が福祉サービスを受けられる」という項目。

4点目、「災害等の非常事態に備える体制づくり」については、「3. 日頃から災害に備

える」。

124 ページ目、125 ページ目は、5 点目の「権利と利益を守る体制づくり」で、成年後見制度利用促進基本計画にも位置付けられています。

これらの重点項目については、後ほど、第 2 章の説明の際に、詳しく触れたいと思います。

126 ページ目、今年度が最終年度となる現行の「第 2 期計画の進捗状況」を示しています。10 月の会議で現状について説明した際は、慎重なご審議をいただきありがとうございました。

127 ページ目、「第 6 節 社会福祉協議会の取り組み」は、地域福祉活動計画となりますので、社会福祉協議会事務局の羽田次長より説明します。

事務局（羽田次長）：127 ページをご覧ください。私からは「第 6 節 社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画）」について、説明します。

今回策定する第 3 期地域福祉計画から、鴨川市社会福祉協議会が呼び掛けて中心となって策定してきた「地域福祉活動計画」が、「地域福祉計画」の中に一体的に策定されることとなりました。このことから、第 6 節は、地域福祉活動計画の総論としての要素と、一体的に作成することにより見えにくくなる社協等の活動を記載しています。

1 点目が「社会福祉協議会の役割」、2 点目が「地域福祉活動計画とは」、3 点目が社会福祉協議会の「取り組み方針」という構成になります。

1 点目は、127 ページの「社会福祉協議会の役割」です。社会福祉協議会は、皆様ご承知のとおり社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられている民間団体です。そのため市社協では、地域福祉の推進を図るために、さまざまな活動団体をつなぐ取り組み、担い手の育成支援、地域住民を主体とする地域福祉活動の推進に力を注いでいます。また、旧小学校区単位に 13 の地区社会福祉協議会が組織され、それぞれの地域ごとに特色のある地域福祉活動を進めていて、市社協と地区社協は、連携・補完しあう関係です。このページの下段に、社会福祉法第 109 条を掲載しています。

128 ページには、鴨川市社会福祉協議会地区社会福祉協議会設置規定第 3 条、地区社会福祉協議会の事業についての規定を掲載しました。その下には、13 の地区社会福祉協議会の名称および活動地域を示していますので、ご覧ください。

129 ページは、鴨川市社会福祉協議会の主な事業を掲載しています。これらの事業は、市からの委託事業や自主財源事業、地区社協等との連携による事業など、さまざまな形態で実施していますが、その事業の性質から、6 つに分類して示しました。

まず、左上が「地域福祉活動の支援」で、地域福祉の推進に直接関連する事業となります。地域福祉の担い手であるボランティア活動への支援、居場所づくりであるサロン活動への支援、地域の課題やネットワークの構築、ニーズの取り組みのマッチング等を行う生活支援体制整備事業、地区社協の協力による福祉教育の推進、共同募金による自主財源確保の事業等となります。

「介護保険サービス事業」、「障害福祉サービス事業」は、国の制度によるサービスの実施となりますが、鴨川市で必要なサービス量の確保の一翼を担っています。これらの事業の実施により、地域におけるさまざまなニーズの把握に繋がっています。

右上の4つ目、「放課後児童健全育成事業」は、子育て世代に対する支援としての取り組みです。地域福祉の取り組みが高齢者福祉中心となりやすい中での子ども・子育て支援の取り組みであり、今後は、ますますこちらの事業の重要性が高まるのではないかと考えています。

5つ目は「くらしの支援」です。後ほど説明があります第2章5節の「権利と利益を守る体制作り（成年後見制度利用促進計画）」の中心的な仕組みや制度となる、安房地域権利擁護推進センターの運営、法人後見事業、日常生活自立支援事業は、社協が中心となって担っています。専門性の確保を行いながら安房地域全体の支援に取り組んでいます。その他、コロナ禍における困窮世帯の支援として、特例貸付の実施や市社協単独でのフードドライブの実施にも取り組んでいるところです。

6つ目、「その他」です。令和元年房総半島台風による被害で、本市において、初めて災害ボランティアセンターの開設・運営を行いました。この経験から、地区社協、自治組織、民生委員等との災害時における新たな連携の仕組みづくりが特に重要だと考えています。また、災害ボランティアセンターを閉じた後も、その機能は「被災者生活サポートセンター」が引き継ぎ、現在もブルーシート張替のニーズに対して、ボランティア派遣のマッチングを行っているところです。

これらの社協の事業は、地域やさまざまな機関等と協働・連帯の中、実施されています。

130 ページ、2点目の「地域福祉活動計画とは」は、内容を読み上げます。

地域福祉活動計画とは、地域福祉活動計画策定指針によると、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画のことです。

これまで鴨川市社会福祉協議会では、「誰もが主役で安心笑顔で暮らせる地域づくり」を基本理念とした第1期計画（平成23年度～平成27年度）、「誰もが主役で、その人らしく安心・元気で暮らせる地域づくり～ささえあい・ふれあい交流・生きがいきり～」を基本理念とした第2期計画（平成28年度～令和2年度）を策定してきました。市が策定する地域福祉計画と、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、重複している部分が多くあり、これからの鴨川市の地域福祉をより一層推進していくためには連携しながら策定していくことが効果的であることから、第3期より両計画は一体的に策定しています。

後半部分に、「地域福祉計画と地域福祉活動計画の性格」として、比較を掲載しています。市町村に対し策定努力義務が社会福祉法で定められている地域福祉計画と、民間が任意に策定する民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画という違いがあるものの、地域福祉の推進という目的は同じであり、行政が策定する地域福祉計画の記載内容には、民間である地域住民・ボランティア・民間団体の活動を含むとありますので、結果として、地域福祉活動計画との重複部分も非常に多く、包括的・重層的な支援体制の整備の推進には、計画の一体的な策定がより有効的であると考えたところです。

131 ページ、3点目の「取り組み方針」です。鴨川市社会福祉協議会は、「連携・協働の場」の創出・活性化に取り組み、多職種・多機関による連携・協働、住民・ボランティア等との共同による地域づくりを目指します。そのため、次の3点について重点的に

取り組みます。

①「健康福祉の課題への対応と地域のつながりの再構築」です。地域住民が主体的に地域生活課題について考え、できるだけ身近な地域の中で解決できる体制や仕組づくりを行います。また地区社協やボランティアグループへの活動支援や基盤強化に努めます。特に学童クラブに代表される子育て世帯への支援や権利擁護事業強化については重点的に取り組みます。

②「広域的な事業・活動の連携・協働の推進」です。単独市町村での対応が困難な権利擁護推進センターの運営や大規模災害に備えた災害ボランティアの構築を図るため、広域での事業展開を推進します。

③「市社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編」です。社協が有する資源やネットワークを生かすとともに、社協内部での部門間連携の強化を進め、総合力を高めます。そのために、必要に応じた組織の再編の検討を行います。以上です。

事務局（渡邊課長補佐）：133 ページ目と資料 2-2（補足）体系図の説明をします。第 2 章は、地域福祉計画の具体的な体系を示しています。

第 2 章は 5 つの「節」から構成されていますが、この 5 つの節は、体系図の 5 つの「取り組みの方向」から成っていて、133 ページの「第 1 節 ふれあい、ささえあいのある地域づくり」と資料 2-2 の「取り組みの方向」の 1 つ目が同じになっています。「節」をさらに細かく示したものを「細節」と呼んで、4 つの「細節」が体系図の「施策の方向」につながっています。137 ページ目の一番上、「1. ささえあいの意識が根付く」は、資料 2-2 の「施策の方向」の一番上に位置しています。

139 ページの「2. 地域で気軽に交流する」は、体系図にも「2. 地域で気軽に交流する」と位置づけられています。第 2 章はこのような章立てで計画の構成をしています。

133 ページに戻ります。第 2 章、第 1 節の次に「目指す地域づくり」として、この節ではこういうことを目指して地域づくりを進めるということ。そして、「現状と課題」を具体的に挙げて説明しています。

143 ページの第 2 節も、「目指す地域づくり」、「現状と課題」と同じ作りで説明を進めています。

次に評価指標の説明をします。現在策定作業を進めている本計画の上位計画の市の総合計画に、「事業別個票」を作成して評価指標を設定しています。

資料 2-2 に市役所内の各課の一覧と事業別個票があります。左ページに、庁内、福祉課、隣に括弧で 27 とありますが、福祉課で、27 の事業について総合計画の中で位置付けたもの。そして、全部で 25 課、362 事業が、総合計画にあたって個票ということで事業別の評価をするものになっています。

個票については、横長の表に、福祉課 27 事業のうち、民生委員にご協力いただいている事業を 1 つの個票、シートとして表しています。表の中ほど「5 評価指標」に、ピンクと黄色のマーカーで 2 つの数字を示しています。ピンク色で「2225」令和元年度のコマと、「2300」7 年度の 2 つの数字が、素案の 162 ページ、「評価指標」ということで、地域福祉計画、健康増進計画においても、現状値から計画策定が満了となる令和 7 年度の目標値を定めて、進捗管理をしながら評価をしていくものです。

162 ページの表の一番上に、「民生委員の活動件数」として、マーカーをした令和元年度の 2,225 件、令和 7 年度の 2,300 件のシートが、こちらにも同じ数字で示してあります

具体的には、こういった形で市の総合計画と同じ評価指標、同じ数字、同じ視点を使いながら、数字、評価を合致することで、総合計画との整合を図りながら、進捗を進めたいと考えています。

133 ページに戻って、第 1 節～第 4 節の説明をします。

「第 1 節 ふれあい、ささえあいのある地域づくり」は、140 ページの「3. 担い手を育む」を重点項目としています。「自立」、「共生」、「公共」の 3 段を黒枠で強調しながら、それぞれのステージで、それぞれの立場の皆様こういったことを心掛けていただいて、私ども公共の部分では、強く取り組みを進めていきながら、地域福祉を進めていきたいということを示しています。

「自立」については、2 つのポイントがあり、2 つ目に「リーダーとなる人を積極的にサポートします」とあります。「共生」の 3 つ目のポイント、「次代のボランティアやそのリーダーを地域の中で育成していきます」。「公共」のポイントの 3 つ目、「鴨川市ボランティアセンターによるボランティア情報の収集・提供、ボランティア研修会の開催などによるボランティア養成のほか、ボランティア活動のコーディネート、ボランティア連絡協議会の事務局を担い、ボランティア活動の推進を図ります」ということで、社会福祉協議会が行っていると記しています。

143 ページ目、「第 2 節 地域づくりを支える包括的な仕組みづくり」については、148 ページの「2. なんでも相談できる」を重点項目としています。「自立」の中では、2 つ目のポイント、「市や地域にどのような相談窓口があるのかを知ります」ということ。「共生」については、「身近な地域で困っている人がいたら、民生委員・児童委員などにつなげます」ということ。「公共」については、ポイントの 1 つ目「市内 4 地区ごとにある福祉総合相談センターにおけるワンストップサービスによる総合相談支援の質の向上、充実と周知啓発を図ります」で、主管は健康推進課となります。

152 ページ、「第 3 節 安心して生活できる環境づくり」では、159 ページの「4. 必要な人が福祉サービスを受けられる」を重点項目としています。「自立」の部分では、「福祉サービスを利用する時にはもっとも自分に適したサービスを選択します」。「共生」の部分では、ポイントの 1 つ目「福祉サービスや事業者に関する情報を地域で共有します」。「公共」の部分は、ポイントの 1 つ目「保健師やワーカー等への福祉サービスを必要としている人の相談から、適切に生活状態を把握した上で必要なサービスにつなげます」や、ポイントの 2 つ目、「鴨川市民生委員児童委員協議会と連携し、75 歳以上の独居高齢者を中心とする「高齢者等実態調査」の実施により要支援者の把握を行い適切なサービスの提供につなげます」が福祉課の取り組みです。

163 ページ、「第 4 節 災害等の非常事態に備える体制づくり」。福祉の取り組みの中で重点項目として掲げているものは、169 ページの「3. 日頃から災害に備える」で、「自立」の部分としては、ポイントの 1 つ目「日頃から災害時の対応ができるよう備えます」。「共生」の部分では、ポイントの 1 つ目「災害時に支援が必要な人について、個人情報保護に配慮しながら、地域の中で情報の共有化を図ります」。「公共」のポイントの 1 つ目が「災害ボランティア連絡会の設置や、災害ボランティアセンター設置訓練を実施し、より多く

の市民を巻き込み災害に備えます」で、社会福祉協議会。委託の主体が福祉課になります。
3つ目のポイント「鴨川市地域防災計画の備蓄目標に基づき、非常食の整備・更新及び災害用資機材の整備・管理を行います」。こちらは、大きな災害を受けて組織編成をして、危機管理課が取り組みます。

171 ページ以降は、成年後見制度利用促進基本計画という位置付けです。担当職員の福祉総合相談センター濱崎より、説明します。

事務局（濱崎社会福祉士）：171 ページ～183 ページ、「第5節 権利と利益を守る体制づくり（成年後見制度利用促進基本計画）」について、説明します。

175 ページ、今回の計画を策定するにあたり実施したアンケート調査の結果です。図表 64、65 をご覧ください。判断能力が低下した方々を支えていくための核となる制度である、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用の仕方を理解している方々は、いずれの年代でも 1 割程度で、若い方ほど制度の理解度が低いという結果が出ています。

177 ページ、図表 69 を見ていただくと、理解度が低い反面、権利擁護の相談件数は徐々に増加傾向にありまして、制度の利用者数も比例し増加している傾向にあります。そのため、今後は、中核機関である安房地域権利擁護推進センターの機能強化を図るとともに、制度を理解していただくために、積極的な啓発活動が必要です。加えて、後見人不足に陥らないように、市民後見人の積極的な選任、また鴨川市社協などが行っている法人後見の利用促進、各種職能団体との連携によって、対象者に合った後見人候補者のマッチングなどが重要になると思います。

このような背景から、本市としては、成年後見制度の利用促進を計画的に進めていくため、重点項目として4つの方針を出しました。

124 ページをご覧ください。ここで、1カ所修正があります。「5. 権利が守られる」を「5. 権利と利益を守る体制づくり」としてください。

重点項目について、重要なところを説明します。1つは、「支援体制の充実」です。令和元年度に安房3市1町共同で鴨川市社協に委託した形で中核機関を設置しています。今後もこの中核機関が継続的に運営していけるように、家庭裁判所や各市町の社協、専門職団体との連携を強化していきたいと思います。また、成年後見制度利用促進に係る地域の課題を抽出検討するため、地域連携ネットワークとして定期的に運営協議会を開催して、専門職団体や関係機関と協議を進めていきたいと思います。

2つ目の重点項目として、「制度の利用につなげる」です。設置した中核機関は広域での運営となるため、地域の住民全ての方々が、ふれあいセンターまで相談に来ることはできないと考えます。中核機関が、積極的に地域に出て出張相談などを行い、アウトリーチの視点から、より身近な地域で相談が受けられる体制づくりの強化をしたいと思います。また、認知機能が低下した早期の段階からチームとして支援ができる体制を整えて、後見類型だけでなく、保佐や補助類型の利用者の方も、積極的に制度が利用できるように働きかけていきたいと思います。

125 ページ、3つ目として「意思決定支援の充実」です。成年後見制度を利用すれば、すべてが解決するわけではありません。認知機能が低下しているとはいえ、本人の意思を丁寧にくみ取り、本人の意思を尊重することで、権利を擁護していくことが重要です。その

ため「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現できるよう、チームによる支援体制の充実を図りたいと思います。

4つ目として「不正防止の徹底」です。親族後見人や市民後見人など、一般市民の方が後見人業務を行うことが今後考えられます。制度の理解不足から、結果的に不正事案になってしまうことがないよう後見人の方々を丁寧にフォローすることが必要なので、フォロー体制の充実を図りたいと思います。

179 ページ、「2. 成年後見制度の利用を促す」です。経済的な理由や親族の都合により制度利用につながりにくい方々が不利益を被らないよう、成年後見制度利用支援事業の活用により、必要な人が必要な支援を受けられるように支援していきたいと思います。

181 ページ、「3. 体制の充実を図る」の（2）「安房地域権利擁護推進センターを中心とした支援体制の充実」です。安房地域の成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関と家庭裁判所、行政などが緊密な連携を図ることが重要です。その連携を基礎として、後見人が孤立しないよう、医療や介護機関、司法関係者などがチームをつくり、支援体制の充実を図ることが重要なので、連携を図りながら、高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で生活し続けられるように、支援をしていきたいと考えています。

榎本委員長：事務局から、「地域福祉計画」、「健康福祉推進計画（素案）」について説明いただきました。ご質問等をお受けします。

石井委員：この計画に基づいて、私どもは活動計画を実現できるようにやっていかなくてはなりません。131 ページに、「地域共生社会の実現に向けては、小地域福祉活動等の住民により身近な圏域を基盤にした福祉活動や住民参加の取り組みがますます重要となっており、自治会等の住民組織、地縁団体等の連携や協働は不可欠です」と表現されており、なるほどと感じています。4 年前からの「地域共生社会の実現に向けて」に基づいて、自立・共生・公共という表現になったのでしょうか。

地域共生社会の実現というと、その地域で顔の見える助け合いをしなくてはいけないので、行政、区長を動かすことが一番大事だと思います。現に、私の地元の主基の地区社協は、現役の区長に地区社協の重要な役員として入ってもらい、地区社協で計画したものを区で実現するという形を 8 年前から取っています。2 年ずつ区長が 4 代替わりしましたが、区長が先頭に立って、防災事業で避難訓練をしたり、廃品回収をしながら 1 人暮らしの家に案内を持って行って、確実に本人に会って安否確認をしたり、買い物支援をしたり、地域を挙げてやっています。

長狭地域は区長制度が確立していて、主基、吉尾、大山に 20 個ありまして、それぞれの小学校区で区長会長ができています。健康づくりについても、区長代理を 20 人集めて健康推進協議会を作って、地区民の健康づくりを進めています。自治会巻き込んだほうが、顔の見える地域の助け合いができるということです。

「国保病院を中核拠点とした医療・福祉・介護が連携した相談支援体制」とありますが、天津、鴨川、江見、長狭の 4 つの地区で総合相談センターができていますので、行政と地区社協が密に取り組みれば、4 地区の総合相談センターで包括的な支援ができるのではないかと思います。長狭地域は行政区が確立しているので、モデルケースとして取り組んでほしいと思います。総合相談センターが音頭を取って、そこへ地区社協のような地域の団体が

一緒になって包括支援ができれば、最高ではないかと思います。

榎本委員長：自治会のことは、私も何年も前から話していて、私からもお願いします。ずっと市民交流課でやってもらっていますが、なかなか思うような数字が出てこないの、市全体で加入者を上げることに取り組んでいただきたいと思います。長狭地域は、何をやるにしても組織が有効に動いてくれる土台があります。

事務局（鈴木課長）：今、石井委員から、地域の自治会と地区社協等との連携を図りながら、自治会を巻き込んだ助け合い組織の考え方というお話を頂きました。

自治会は、それぞれの地区ごとに自主防災組織等を立ち上げ、防災器具等を整備されるという取り組み等をされています。地区社協は、地域の中の高齢者等を自主的に把握する取り組みを地域で展開されていて、それぞれ強みを持っています。現状では、全地区で、石井委員の主基地区のようにというのは、まだ難しい面があると思いますが、地区全体で防災を捉える仕組みづくりを、市でも積極的に進めていくことが必要だと考えていますので、ご助言等を頂けますよう、よろしくお願いします。

鈴木委員：「計画の基本的な考え方」に、「自立」「共生」「公共」とありますが、福祉関係の言葉として「自助」「互助」「公助」が既に頭に入り込んでいて、地域住民も「自助」「互助」「公助」のほうを受け止めやすいのですが、今回、どうして言葉が変わるのですか。市民会議でも「自助」「互助」「公助」が使われていて、ささえあいの言葉としての表現が、市内の場所によって違うのは大変困るというのが1点です。

もう1つ、129ページの「地域福祉活動の支援」のサロンの関係で質問します。私は老人会の担当をしていますが、各地区で一昨年まで1,000人いた会員が、100人ずつ減ってきている状況があります。高齢化もありますが、80歳後半～90歳の方々の多くが地域のサロンに入っています。このサロンの入り方は、社会福祉協議会でどのように出来上がってきたのか。太海の場合は、老人会に入っている人がサロンに入っていますが、老人会には何の話もなくサロンができて活動が始まっています。

お年寄りが引きこもりをなくして、年を取ってもできるだけ外へ出して、皆さんと元気良く話し合うことによって、健康の増進が図られるという意味合いから、サロンは地域にとっていいことだと思いますので、老人会としても、バスに乗って出掛けられなくなった世代の方々が、地域の公会堂などに集まって話し合いや食事をするという活動は大事なもので、今後は、協力し合う方向を見つけ出していただきたいという要望をしたいと思います。

事務局（牛村部長）：第3期の健康福祉推進計画の基本的な考え方が一番大事な部分だと思っています。鈴木委員がお話された考え方の部分を丁寧に最初から説明してくることが足りなかったと、申し訳なく思います。

「自助」「共助」「公助」「互助」は10年前、第1期の計画の中で、健康福祉推進計画の基本となる考え方の言葉に入れました。鴨川市は、その中の「互助」を「共助」に含めるということで、「自助」「共助」「公助」を平成23年度から5年間の計画に位置付けました。もっと広めて言葉で浸透させなければいけなかったという市の反省点もありますが、社会福祉協議会の皆さんと一緒に進める中で、住民と行政の協働促進を図りながら、自分のこ

とは自分でできるようにしよう。地域の中で、みんなで助け合って支え合っていけるところは、「共助」の考え方でやっていこう。「公助」は、行政が中心となってしっかりやっていくということで、第1期をやってきました。

第2期は、平成28年度～令和2年度までの現行の計画で、「自助」を1歩踏み出して、「自助・自立」という言葉を入れました。この「自立」は、自分自身で自分の生活をしっかりと担っていく。自分のできることをしながら、自分自身で考えて進める。これは、パラリンピックの選手の皆さんも、自分でできることをしっかりアピールできるようになってきているということもあります。

「共生」は、国が2025年度を目途に、共生社会づくりに向かっていこうと言っていて、障害のある方もない方も、共に生きて生活していけるような社会を目指していこうという部分ですが、第2期では、「共助・共生」という言葉にしました。「共助・共生」は、内閣府の経済財政諮問会議で、昨年度、諮問会議の中で共助・共生社会の仕組みづくりをしっかりとやっていこうとうたっています。

「公助・公共」ですが、行政だけが「公共」を担うのではない。行政には限界があるというものです。「公共」を入れたのは、NPOの浸透もあります。社会福祉法人が幅広く育ってきている中で、社会福祉法で地域貢献の取り組みが位置づけられています。あるいは、市内でも一般社団法人や財団法人が育まれてきて、公共の担い手として、行政と協働する。社会福祉法人の中でも鴨川市社会福祉協議会は中心的な役割を担うのは当然ですが、鴨川市として、公共の担い手をしっかり形作る社会をつくっていかなければというのが、第2期です。

第3期では、それをさらに進めるというところで、「自立」「共生」「公共」という言葉に置き換えました。内部で、第2期に「自立」「共生」「公共」を位置づけたいという話をしましたが、まだ「自助」「公助」「共助」の言葉が浸透してきているところで移行期間だという話もあって、「自助・自立」「共助・共生」「公助・公共」と並列した形にしましたが、第3期では、新たな形の動き方をしなければいけないということで、新しい形の言葉の中で取り組んでいく地域福祉を考えたいと思っています。

10年前に鴨川市の第1期計画に「自助」「公助」「共助」の言葉を入れたときは、まだ住民の皆さんに浸透していませんでしたが、この言葉は、災害、防災のところで使われてきたが最初でした。内閣総理大臣が菅総理に替わってからこの言葉を使う場面が出てきて、全国的にもなじんでいる言葉ではありますが、その部分を確かに踏まえた形ということで、今回は新たなキーワードとして置かせていただいています。そこをご理解いただいて、これから地域福祉をどう進めていくかを皆様と考えていければと思います。

榎本委員長：経緯はよく分かりますが、住民に分かりやすいということが一番大事なので、フォローする方法もあるかと思います。

事務局（羽田次長）：先ほどのサロンの話について、サロンは社会福祉協議会で支援をさせていただいている活動で、もともと地域で活動するボランティアさんたちが、身近な所での居場所づくりということで始めた活動です。今は、子ども・子育て世代のサロン、障害をお持ちの方のサロン、子どもから高齢者までというサロンとさまざまありますが、ご指摘のとおり、高齢者を対象としたサロンが非常に多いのが実情です。

その地域ごとのボランティアさんたちがつくっている活動で、枠がきちんとあるものではありません。それぞれの地域で、声掛け、口コミでどんどんそういう方たちを集めているというのが現状です。

老人クラブとの連携を考えた場合、そういった活動の中にそういった考え方がきちんと入ってもいいのかなというのは、ご指摘のその通りだと思いますのが、地域で活動するにあたって、こういう人たちだけという活動ではなく、地域の中で多くの人に声を掛けながら、みんなで集まっていい時間を過ごすという活動ですので、今後は、協力しながらこの活動を活発化させることができればと思いますので、よろしくお願いします。

遠坂委員 : 総論の第1章で、地域共生社会のこれまでの経緯の説明や、石井委員からは地域共生社会づくりは2016年から始まったというご意見がありました。第2期の計画の途中で、地域共生社会づくりというキーワードが出てきて、国や千葉県では鴨川市も含め松戸市や千葉市などで、厚生労働省の地域共生社会づくりのモデル事業を今年度まで計5年間やってきました。これを受けて、厚労省は令和3年度から全国に広げて補助事業として公に実施するという方向が決まっています。

これまで鴨川市が包括的支援体制整備事業モデルや地域力強化のモデル事業を5カ年一生懸命やられて、全国にも発信をされてきた実績があり、他の自治体や市町村からかなり注目を浴びている状況があります。

今年、地域福祉法が改正されて、重層的支援体制整備事業となって、いよいよ来年度から、全国で任意事業として手を挙げた自治体が、地域共生社会づくりを本格的にやるというステージになっています。つまり、地域福祉計画の議論では、前の計画と今度の計画はパラダイムシフトして、全く新しい概念で構成も変わってくるのが主流になってくるのではないかと思います。

そういう背景を踏まえ、現行の第2期計画と来年度からの第3期計画の構成骨子があまり変わっていないところがもったいないと思います。国の補助事業が始まる来年の4月のタイミングで地域福祉計画の改定が出るということで、鴨川市の次期計画は、いろいろな自治体が注目していると思いますので、そういった意味で作るわけではありませんが、総論の見せ方として、重層的支援体制整備事業の骨子、考え方、大きな枠組みを参考に総論を構成されたほうがいいのではないかと思います。

コンサルタントさんがいらっしゃっているので、こういった重層的支援体制整備と地域福祉計画をうまく内包しながら連動させていくような自治体が他にもあるのかなどのご助言やご経験を踏まえて、次期計画に間に合うのであれば、新しいものを作ったほうがいいのではないかと思います。

このあと時間があれば、各論について述べたいと思います。

榎本委員長 : 他に、ありませんか。では、遠坂委員、お願いします。

遠坂委員 : 今回、地域福祉計画の中に、成年後見制度利用促進基本計画を入れ込んでいただくことになりました。これは斬新な取り組みで、高く評価しています。成年後見制度利用促進の中で、新しい公共の担い手ということで、市民後見人の活躍を期待したいと思います。

市民後見人は、後見人の担い手として養成するのですが、私の提案として、後見人の受

任者の候補者として養成するのみでなく、地域づくりの担い手として、例えば、養成講座を受けた方、終了された方に地区社協等に入っていただけて、そこで地区の相談体制づくりなどに活躍の間口を設けていただければと思います。鴨川市では、先ほどのデータで6～7人くらい候補者がいらっしゃいますが、後見人受任まで待っていると、モチベーションも下がって、知識・経験も全く高まらないので、公費をかけた後のコストパフォーマンスという点で疑問を持っていますので、最終的には後見人受任がターゲットですが、それまでの間、活躍していただければと思います。

榎本委員長：ありがとうございました。ほかにご意見がある方は、「鴨川市健康福祉推進計画素案への意見シート」に記入して提出してください。ご承認いただいたということでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

榎本委員長：審議が全て終了しましたので、以上をもちまして私の役を閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。また、頂いたご意見については、真摯に受け止めて計画に反映されることを事務局にお願いします。

事務局：榎本委員長、議事をスムーズに進行いただきありがとうございました。委員の皆様も、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

4. その他

（1）策定までのスケジュールについて

事務局：今後の政策に関して、渡邊課長補佐よりご説明します。

事務局（渡邊課長補佐）：スケジュール表をご覧ください。今日が12月16日に示している第3回目の委員会です。1月20日は、第4回目の会議と、健康増進計画部分の第2回目の健康づくり推進協議会の皆様との合同会議も計画しています。その後、パブリックコメントを経て、策定、確定までの手続きをさせていただきたいと考えています。

（2）次回会議について

事務局（渡邊課長補佐）：ご質問の中でも触れられました意見シートと、封入して返信いただく茶封筒も付けていますので、1月28日までに、事務局までアドバイス等をよろしくお願いいたします。

水色の封筒に、1月20日の第4回目の会議のご案内文を入れていますので、ご確認ください。1時半からそれぞれの会議を行った後に、午後3時から、健康づくり推進協議会との合同会議となります。2本立ての会議となりますが、よろしくお願いいたします。

事務局（平川係長）：健康推進課から1点、鴨川市認知症高齢者等見守りシール交付事業が始まりましたので、チラシをお渡しいたします。

認知症高齢者の方が、徘徊より行方不明になった場合、早期発見、早期確保を目的に、

QRコード付きの見守りシールを交付するものです。見守りシールを衣類、つえ等に付けていただいて、ご本人が街中で困っている際、スマートフォンのカメラでQRコードを読み込めば、すぐさまご家族に、本人を見つけたという趣旨の連絡が行くようになっていて、その画面で、本人の健康状態はどうなのか、どこで保護されたのか、連絡先はどこなのかを入力して送っていただくと、ご家族に連絡が行くというものです。

1回の申請で30枚のシールをお渡ししますので、そういった方がいらっしゃればご案内をお願いしたいと思います。窓口は健康推進課の総合相談センターです。どうぞよろしくお願いいたします。

5. 閉会

事務局 : 以上をもちまして、鴨川市地域福祉推進会議を閉会します。どうもありがとうございました。本日は、大変お疲れさまでした。

鴨川市付属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議録の内容について確認しました。

令和3年1月14日

署名 鎌田 麻子